

固定資産税・都市計画税管理事務 全項目評価書(素案)の概要について

本資料は特定個人情報保護評価書(全項目評価書)素案の概要版です。評価書本体は仙台市HPに掲載しているほか、本資料の配布場所でご希望の方に配布しておりますのでお声がけください。(部数が限られます)

1 事務の名称及び概要

(1) 事務の名称

固定資産税・都市計画税管理事務

(2) 事務の概要

- ・ 地方税法等に基づき、賦課期日(1月1日)時点において、本市内に所在する固定資産(土地、家屋、償却資産)を所有し、固定資産(補充)課税台帳に所有者として登録された者に対して、課税を行うとともに課税情報を管理する。
- ・ 課税内容に対する納税情報を管理する。
- ・ 納期限を過ぎても完納されない者に対して、滞納整理を行うとともに滞納情報を管理する。

2 特定個人情報の内容

(1) 特定個人情報ファイル名

① 固定資産税・都市計画税管理ファイル

- ・ 本市内に土地、家屋、償却資産を所有する者(固定資産(補充)課税台帳に所有者として登録されている者)の、課税に関する情報を保持する。

② 収納・滞納情報管理ファイル

- ・ 固定資産税・都市計画税が課税される者の、納税及び滞納整理に関する情報を保持する。

(2) 特定個人情報ファイルを取り扱う必要性とメリット

- ・ 提出された申告書等又は他行政機関等から入手する登記済通知書等の内容と課税対象者を紐づけることで、本人の特定や、複数の固定資産を把握し課税額を決定するなど、税・納税業務を公平かつ適正に行うために必要である。個人の特定や名寄せの効率化等の業務の円滑化が図られるほか、減免申請の際の添付書類(生活保護受給証明書)が不要となる。

(3) 法令上の根拠

- ・ 番号法第9条第1項 別表第1の第24の項
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条

3 特定個人情報ファイルの取扱いの概要

(1) 入手及び使用について

① 概要

<目的>

- ・ 固定資産税・都市計画税の賦課にあたり、提出された申告書等又は他行政機関等から入手する登記済通知書等の内容と課税対象者を紐づけることで、本人の特定や、複数の固定資産を把握し課税額を決定することなどに使用する。

<入手及び使用について>

- ・ 固定資産税・都市計画税の申告書等(現所有者申告書、償却資産申告書等)を、本人又は本人の代理人から直接、又は税務署等から間接的に入手する。

- ・ 不動産の登記情報（所有権の移転等の情報）を、法務局から直接入手する。
- ・ 入手した情報に個人番号を付し、固定資産税・都市計画税管理ファイルに登録の上、課税に使用する。
- ・ 課税した内容は、収納・滞納情報管理ファイルに連携し、納税情報及び滞納整理情報を管理する。

② リスク対策

- ・ 固定資産税・都市計画税の申告書等については、本人又は本人の代理人が提出するものであり、その記載内容は法令等に定める項目とし、不必要な情報は入手できないようにしている。
- ・ 課税情報等を参照する担当職員は個人ごとに必要なアクセス権限のみ設定しており、担当職員以外は課税情報等を参照することができない。
- ・ 業務目的以外にファイルを利用してはならないことを含め、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」に関する職員研修を実施している。
- ・ 情報参照履歴を管理しており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外の利用を抑止している。

（２）取扱いの委託の有無について

① 概要

システムの運用保守業務を委託し、大量一括処理・バックアップ等のデータ全体の保全を行っている。

② リスク対策

- ・ 当該業務の受託者においては、個別のデータとして参照するための権限を付与していない。
- ・ システム障害により個別データを参照する必要がある場合については、本市において作業内容を承認した場合のみ実施することができる。

（３）提供及び移転の状況について

① 概要

<提供>

番号法等に定められた情報照会者（都道府県知事）に対し、業務に必要な範囲で特定個人情報の提供を行っている。

<移転>

仙台市個人番号の利用に関する条例による情報照会者（健康福祉局収納対策室）に対し、業務に必要な範囲で特定個人情報の移転を行っている

② リスク対策

<提供>

- ・ 提供する特定個人情報を含む資料について、複数の担当者による二重チェックを実施している。
- ・ 提供した特定個人情報について、履歴を保存している。

<移転>

- ・ 移転先において参照を可能とする者について、個人単位で必要な権限のみ付与している。
- ・ 参照した者、参照した内容、参照日時について情報参照履歴を保存している。

（４）保管及び消去について

①概要

<保管>

- ・ セキュリティゲートにて入退館を管理している建物の中で、さらに入退室管理、有人監視及び

施錠管理を行っている部屋に保管している。

- ・ ガバメントクラウドのサーバー等は ISMAP のリストに登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築し、特定個人情報クラウド事業者が管理するデータセンター内に保存される。

＜消去＞

- ・ 保管期間を過ぎたデータについては個別ファイルごとに、適宜システムから削除を行っている。
- ・ ガバメントクラウドにおいて、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、国際規格 ISO/IEC27001 等に従って確実にデータを消去する。

② リスク対策

- ・ 庁舎間の通信には専用線を使用し、外部との通信を行っていない。
- ・ 利用するシステムにはウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。
- ・ APS 又はガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
- ・ ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境及び、地方公共団体等の運用保守地点から、ガバメントクラウドへの接続についてはインターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

(5) 情報提供ネットワークシステムとの接続について

① 概要

- ・ 当該事務において、情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の入手を行っている。

② リスク対策

- ・ 中間サーバ・ソフトウェアにおいて、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。
- ・ 不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止するため、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を行っている。